

甘樂町耐震改修促進計画（2016—2020）

平成29年 3月

目 次

第1章 背景	1
1 大震災等からの教訓	1
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）	1
(2) 熊本地震（平成28年4月）	2
2 耐震改修促進法の改正	3
3 本改正の背景	3
第2章 計画概要	4
1 計画の目的	4
2 基本方針	4
3 対象建築物	5
4 計画の位置付け	7
5 計画期間	7
第3章 耐震化の状況	8
1 住宅の耐震化率	8
2 多数の者が利用する建築物の耐震化率	9
第4章 耐震化目標の設定	10
1 設定の考え方	10
2 住宅の耐震化	11
(1) 自然更新による耐震化の見込み	11
(2) 耐震化の目標	12
3 多数の者が利用する建築物の耐震化	13
(1) 自然更新による耐震化の見込み	13
(2) 耐震化の目標	14
第5章 建築物の耐震化促進施策	15
1 住宅の耐震化の促進	15
(1) 確実な普及・啓発	15
(2) 耐震改修の支援	15
(3) 建替え・除却の促進	16
(4) リフォームに併せた耐震改修の促進	16
2 住宅の減災化の促進	17
(1) 住む人に合った耐震改修	17
(2) 命を守る住まいの補強	17
3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	18
(1) 確実な普及・啓発	18
(2) 耐震化の支援	18
4 公共建築物の耐震化の促進	19
(1) 公共建築物の耐震化の情報開示	19
(2) 町有建築物の耐震化の促進	19

(3) 公共施設の耐震化の優先度.....	19
5 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化.....	20
6 空き家の耐震化.....	21
7 耐震改修促進法に基づく指導等の実施.....	22
(1) 耐震診断義務付け対象建築物.....	22
(2) 指示対象建築物.....	23
(3) 指導・助言対象建築物.....	23
8 その他の安全対策に関する取り組み.....	24
(1) その他の地震時における安全対策.....	24
(2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項.....	25
第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり.....	26
1 県、町、所有者、関係団体などの連携・役割分担.....	26
(1) 基本的な考え方.....	26
(2) 役割分担.....	27
(3) 県との連携強化.....	28
(4) 町内会等地域活動の支援.....	28

第1章 背景

1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者5,502人の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人^{※1}を超え、全壊した住宅は12万4千戸^{※1}、半壊した住宅が27万5千戸^{※1}でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした^{※2}。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1：消防庁災害対策本部、平成27年第152報

※2：東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

表1-1：阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合（％）
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合 計	5,502	100.0

資料：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

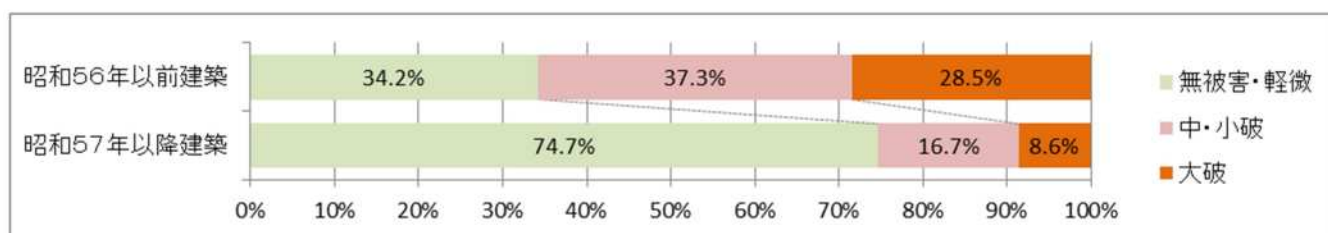


図1-1：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）による

(2) 熊本地震（平成28年4月）

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日および16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（図1-2参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

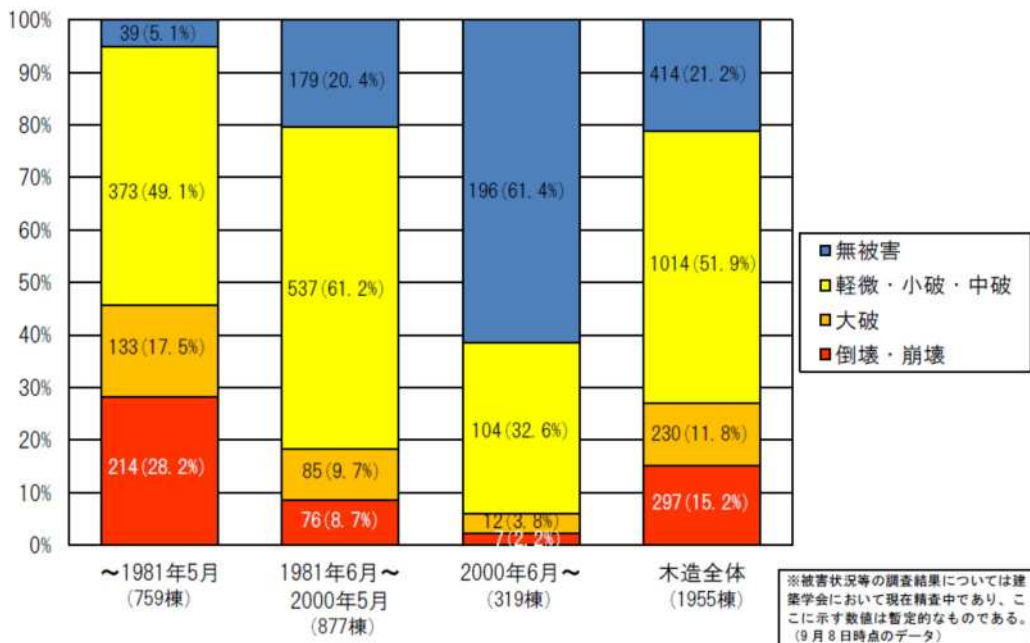


図1-2：学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による
 ※被害状況等の調査結果については建築学会において現在精査中であり、ここに示す数値は暫定的なものである。（平成28年9月8日時点のデータ）

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために、平成27年の住宅・建築物の耐震化率を90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。

このような背景のもと、町では、本計画を策定し、建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

3 本改正の背景

本計画の従前の計画である「甘楽町耐震改修促進計画（平成21年3月策定）」において、平成27年度末までに住宅の耐震化率を85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%にすることを目標に掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至りませんでした。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、町民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画ではさらに5年後の平成32年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、町民が地震対策の重要性を確実に認識できるように普及啓発の方法の見直しやこれまで実施している支援策を町民がさらに使いやすくなるように内容の見直し等を行い、また地震による建築物等の倒壊から町民の命を守るために、耐震シェルター等の住宅の部分的な補強を促進するなど、これまでの施策の見直しと新たな施策を追加し、これまでよりも強力に耐震化を促進します。

第2章 計画概要

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的とし、国の基本方針及び群馬県耐震改修促進計画（以下「県計画」）の耐震化率の目標、町内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでもよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守る。

2 基本方針

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされました。

このことを踏まえ、本計画では地震被害から町民の命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進するとともに、住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、耐震シェルター等の住宅の部分的な補強による減災化を促進します。

①地震被害から町民の命と財産を守るために、
住宅及び建築物の耐震化を促進します。

②住宅の地震被害から町民の命を守るために、
住宅の減災化を促進します。

3 対象建築物

改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

表2-1：耐震改修促進計画の対象建築物

種類	内容	備考
住宅	町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物*	次に示す一定の規模以上の建築物（詳細は次ページ特定既存耐震不適格建築物一覧表）の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	法第14条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
公共建築物	公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

※特定既存耐震不適格建築物：次ページの特定既存耐震不適格建築物一覧表に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和56年5月31日以前に新築された建築物。

第2章 計画概要

表2-2：特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示※対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件 (附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	

※耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

4 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定するものです。上位の地震防災対策を踏まえ、本町における他の計画（甘楽町地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

甘楽町地域防災計画において、第2章 災害予防計画 第4節 防災施設の新設及び改良 2 住宅の防災構造化及び都市計画の中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

風水害・地震大火災等による構造物の損害を予防するための事業又は対策に関する計画は都市計画とあわせて検討し、災害予防の推進を図るための計画を作成するものとする。

(1) 地震対策

- ア 不燃性及び耐震性建築物の建築促進を図る。
- イ 略
- ウ 公共建築物の耐震耐火構造を促進する。
- エ 略

こととされています。

5 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

第3章 耐震化の状況

1 住宅の耐震化率

町の推計では、平成27年度の空き家を除いた住宅の総戸数が約4,720戸であるのに対し、建築年代をみると、耐震性能に不安がある昭和56年以前^{※1}の住宅が33.0%にあたる約1,560戸となっています。

昭和56年以前の住宅のうち、耐震性ありと診断される住宅が合計で約190戸となっており、昭和57年以降の住宅(約3,160棟)と合わせると、耐震性があると判断される住宅は、約3,350戸あり、平成27年度の耐震化率は、推計で約71.0%となっています。

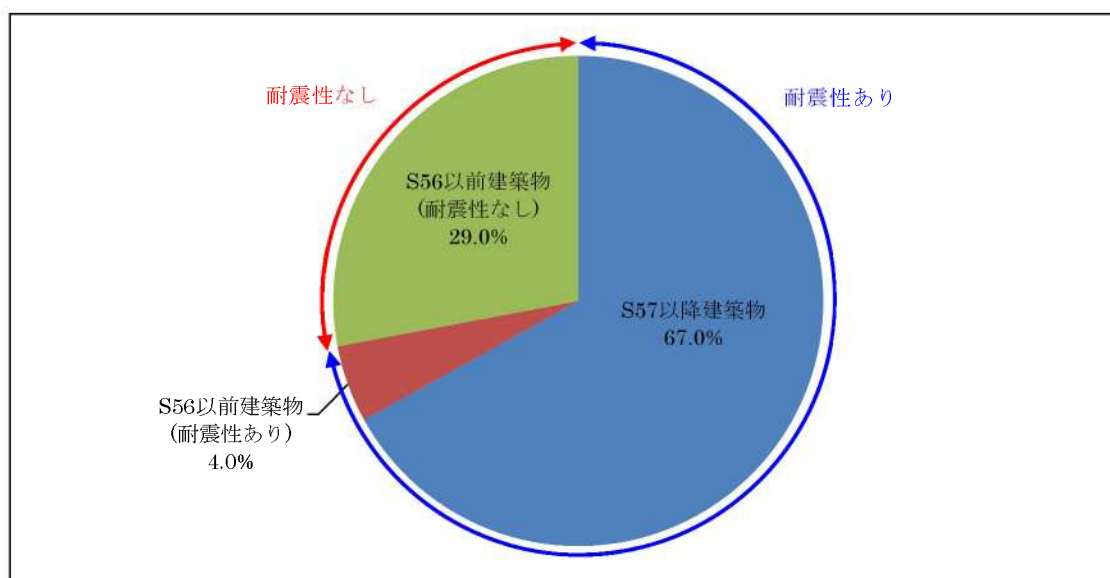


図3-1: 住宅の耐震化率の状況 (平成27年12月31日時点の推計値)

表3-1: 平成27年10月1日時点の住宅の耐震化率の推計値

(戸、%)

住宅総戸数	4,720
昭和57年以降の建築物	3,160
昭和56年以前の建築物	1,560
耐震性ありと診断されるもの	190
耐震性なしと推測されるもの	1,370
耐震化戸数	3,350
耐震化率	71.0%

※1: 昭和56年6月に新しい耐震基準が施行されたため、竣工年次が昭和56年以前と昭和57年以降でデータを分類しています。阪神淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ています。(1ページ図参照)。

2 多数の者が利用する建築物*の耐震化率

町独自の調査結果では、平成27年度末時点で多数の者が利用する建築物の総棟数が16棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和56年以前の建築物が18.8%にあたる3棟となっています。

昭和56年以前の建築物のうち、耐震性あり（改修済み・廃屋を含む）と診断されるものが2棟となっており、昭和57年以降の建築物(13棟)と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は15棟あり、平成27年度の耐震化率は、約93.8%となっています。

多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物は全7棟中6棟耐震性ありで、耐震化率は約85.7%となっており、民間建築物は全9棟が耐震性ありで、耐震化率は約100%となっています。

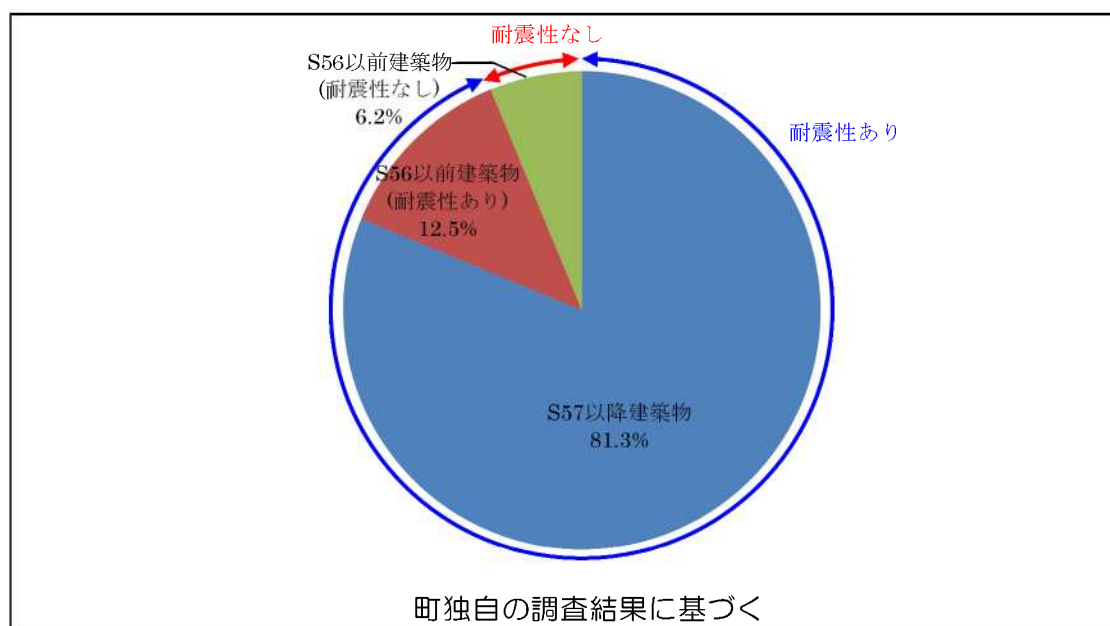


図3-2：多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況（平成27年度末時点）

表3-2：平成27年に町が実施した調査結果に基づく多数の者が利用する建築物の耐震化率（単位：棟）

	合計	公共	民間
多数の者が利用する建築物総数	16	7	9
昭和57年以降の建築物	13	4	9
昭和56年以前の建築物	3	3	0
耐震性ありと診断されたもの	2	2	-
耐震性なしと推測されるもの	1	1	-
耐震化棟数	15	6	9
耐震化率	93.8%	85.7%	100%

※多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

※平成27年度末で廃校（予定を含む）、用途廃止した建築物は計算から除外しています。

第4章 耐震化目標の設定

1 設定の考え方

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

本計画においては、県計画及び減災効果等を踏まえて、平成32年までに住宅の耐震化率を90%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%にすることを目標とします。

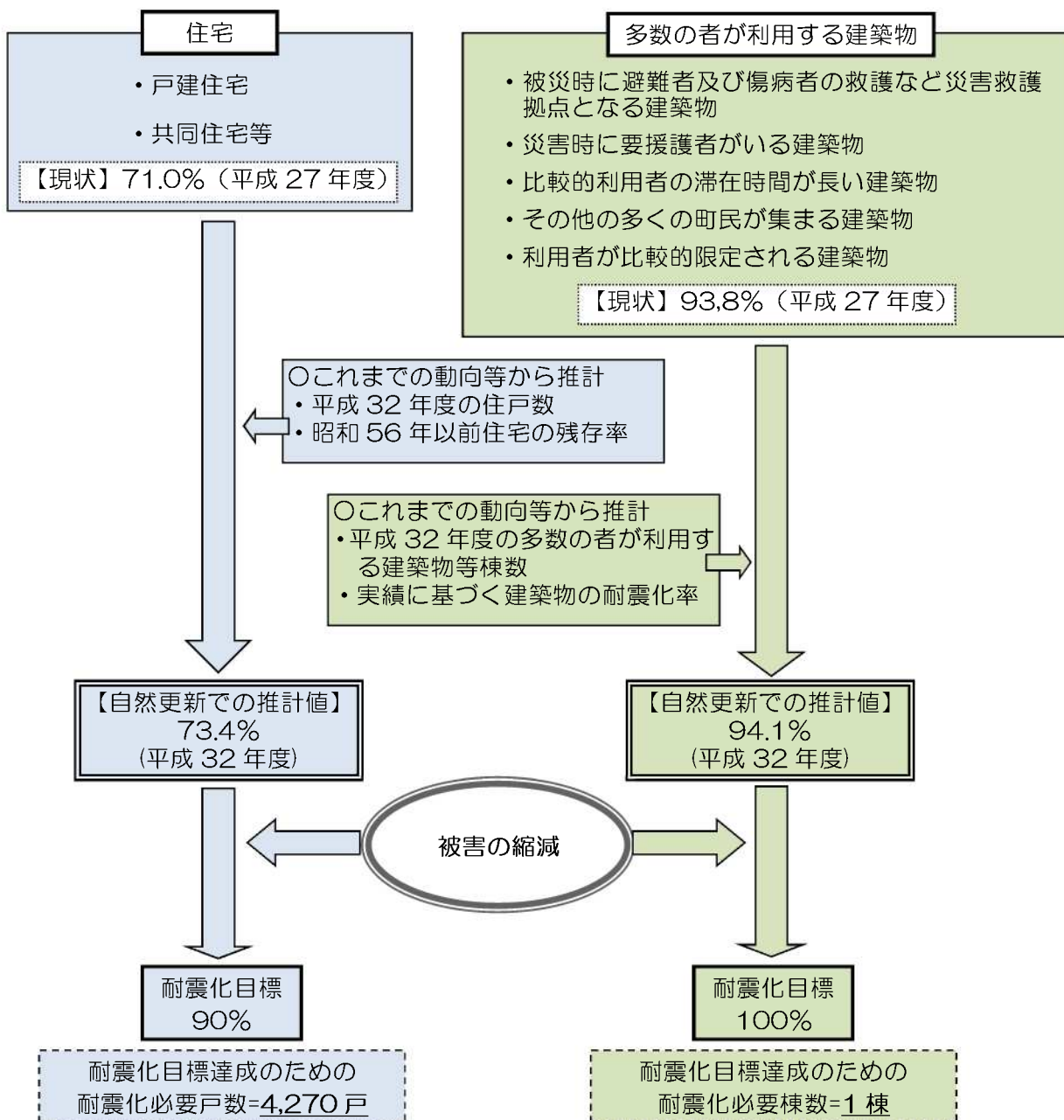


図4-1：甘楽町における耐震化目標の設定の考え方

2 住宅の耐震化

(1) 自然更新による耐震化の見込み

平成27年度での住宅の耐震化の現状は、空き家を除いた住宅の総戸数が約4,720戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅が約3,350戸で、耐震化率は約71.0%と推計されます。

一方、平成32年度には空き家を除いた住宅の総戸数は約4,740戸と増加し、住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は約3,480戸となり、自然更新による住宅の平成32年度の耐震化率は約73.4%にとどまると見込まれます。

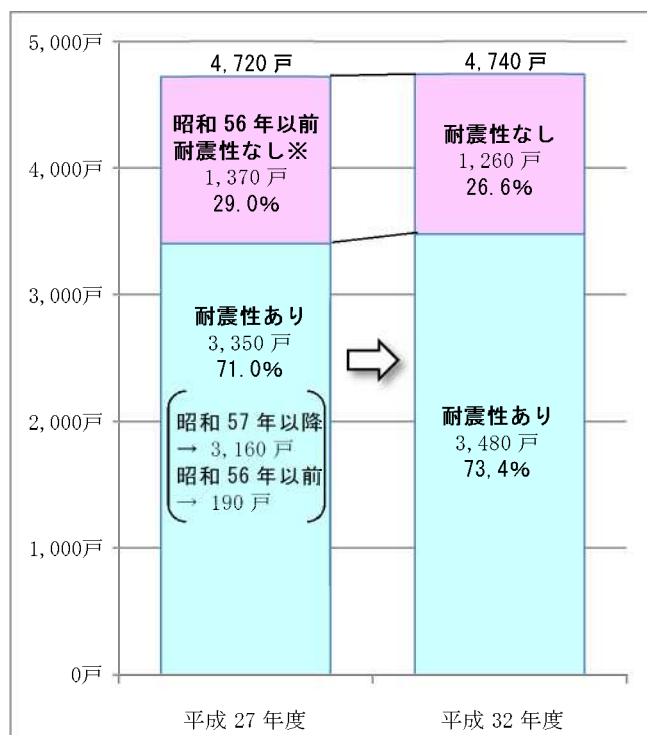


図4-2：住宅の耐震化の現状と平成32年の見込みと目標

※耐震性なし：本章においては、耐震診断により耐震がないと確認されたものと耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震性なし」と称します。

第4章 耐震化目標の設定

(2) 耐震化の目標

県の目標値、現状の耐震化率、自然更新による耐震化率の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を90%（減災化した住戸を含む。）と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により平成32年度までの5年間に約900戸の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表4-1：住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
71.0% (3,350戸)	73.4% (3,480戸)	90.0% (4,270戸)	5年間で790戸の耐震化及び減災化が必要

カッコ内は、耐震性のある住宅数

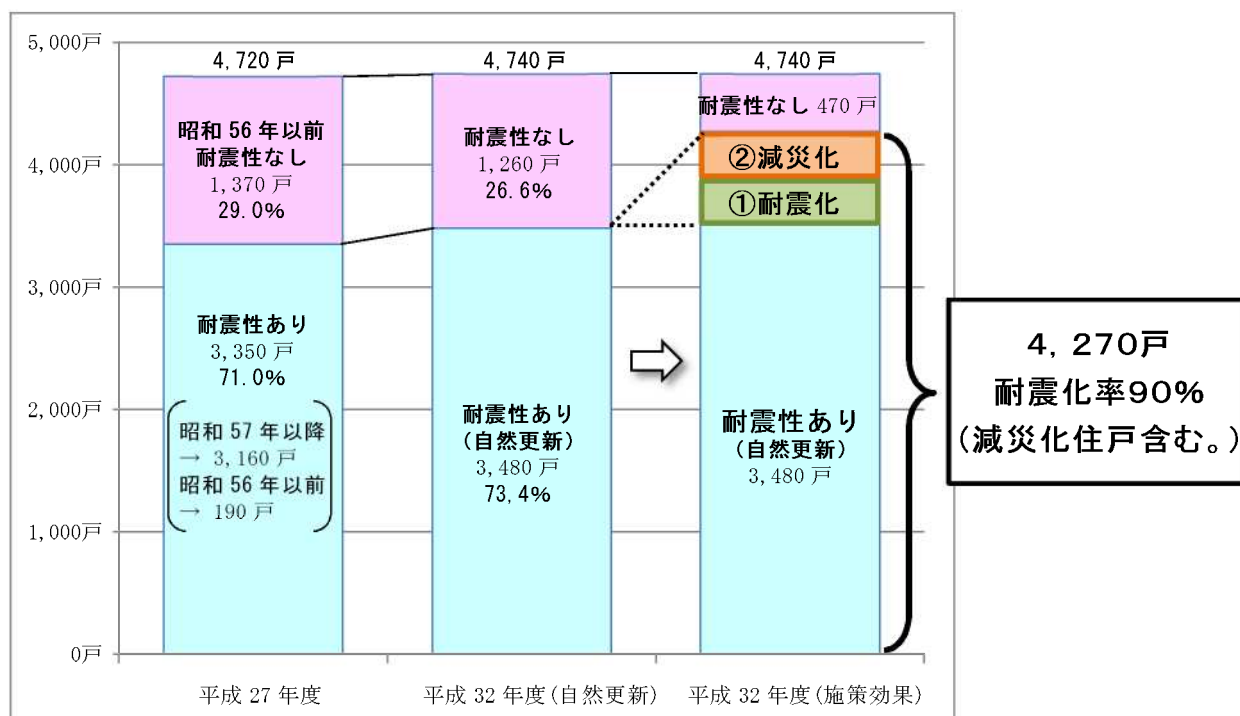


図4-3：住宅の耐震化の現状と平成32年の見込みと目標

表4-2：平成32年度の耐震化及び減災化の目標戸数の内訳

耐震性あり (自然更新)	+	①耐震化	②減災化	=	耐震化及び減災化住戸
3,480戸		790戸			4,270戸

3 多数の者が利用する建築物の耐震化

(1) 自然更新による耐震化の見込み

平成27年度での多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、総棟数が16棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が15棟で耐震化率は約93.8%となっています。

一方、平成32年度には多数の者が利用する建築物の総棟数は17棟と増加し、多数の者が利用する建築物の除却や改修がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される建築物は16棟となり、自然更新による平成32年度の耐震化率は約94.1%と見込まれます。

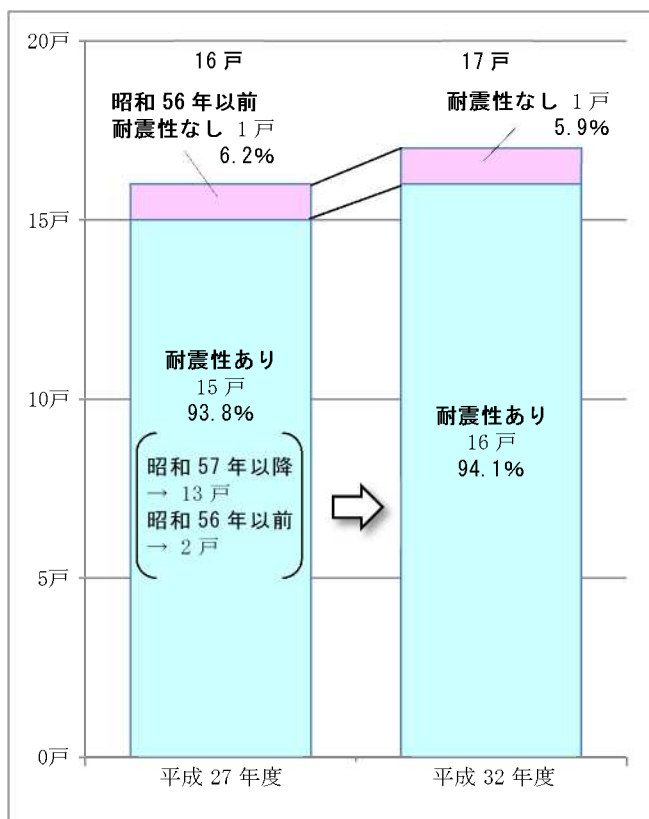


図4-4：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と平成32年度の見込み

第4章 耐震化目標の設定

(2) 耐震化の目標

現状の耐震化率や自然更新による耐震化率の見込み等を踏まえ、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を100%と設定します。

目標の達成に向けて、現在耐震性のない建築物すべての耐震化が必要です。

表4-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
93.8% (15棟)	94.1% (16棟)	100% (17棟)	多数の者が利用する建築物すべての耐震化が必要となります。

カッコ内は、耐震性のある多数の者が利用する建築物数

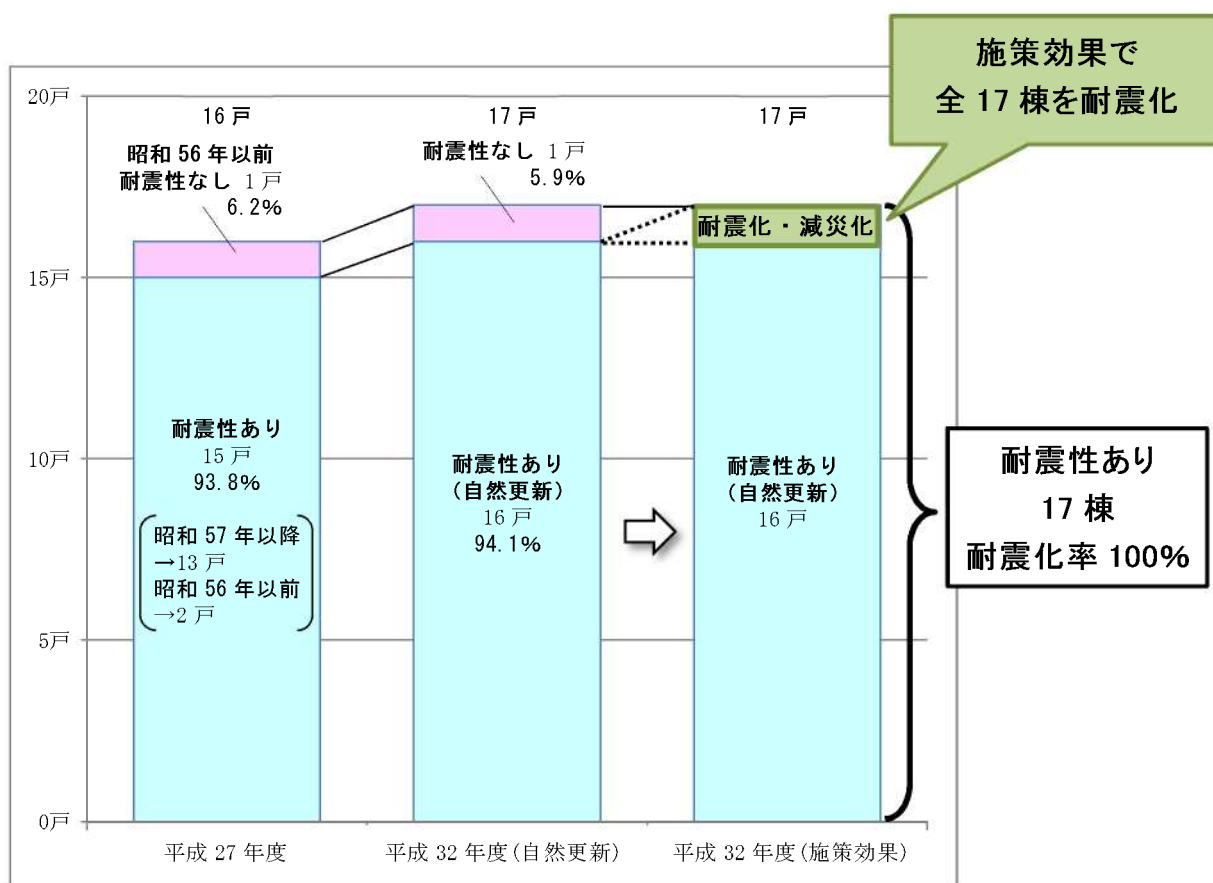


図4-5：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と平成32年度の見込みと目標

多数の者が利用する建築物について、耐震性のない建築物については必要な施策を実施し、耐震化率100%を目指します。

第5章 建築物の耐震化促進施策

1 住宅の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

- ア 行政広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。
- イ 県との協働により、重点的取り組み地域を抽出して、地震対策の重要性を周知するための出前なんでも講座等を開催したりするなど、ターゲットを絞った住宅の耐震化の普及・啓発に努めます。
- ウ 県、町及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、住宅所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境整備を推進します。

表5-1：周知内容の事例（平成25年耐震改修促進法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 (改正法第17条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第22条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第25条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超(過半数)に緩和されました。

(2) 耐震改修の支援

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要があり、木造住宅耐震診断士派遣事業を活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

(3) 建替え・除却の促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却を促進します。

(4) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、リフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を促進します。

2 住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主の中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。

しかし、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます。

そのため、町では住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」を目的とした施策を促進します。

(1) 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された場合、その中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

(2) 命を守る住まいの補強

住宅の所有者の経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が出来ない場合などは、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

そこで、地震による住宅の倒壊から町民の命を守るために、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

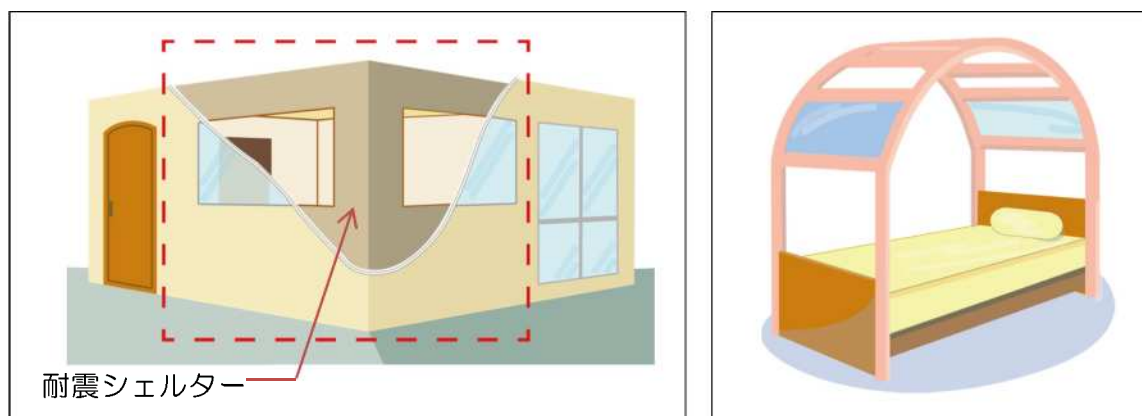


図5-1：耐震シェルター・耐震ベッドイメージ

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

ア 行政広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、建築物の所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。

イ 県との協働により、建築物の耐震化の普及・啓発を進めます。

ウ 県、町及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境整備に努めます。

(2) 耐震化の支援

建築物の耐震診断及び耐震改修に対する補助金等の所有者への支援策の活用を促進して、耐震診断義務付け対象建築物、病院、福祉施設等の耐震改修、建替え、除却を促進します。

4 公共建築物の耐震化の促進

(1) 公共建築物の耐震化の情報開示

防災拠点となる主な公共建築物について、各施設の耐震診断を行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。

(2) 町有建築物の耐震化の促進

町の庁舎等については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時に被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、防災拠点施設としての機能を確保する観点から、早急に耐震性を確保する必要があります。

そこで、町では耐震改修促進計画等に基づき、町有建築物を計画的に耐震化するよう努めます。特に、甘楽町地域防災計画等に位置づけられた防災拠点となる施設については、重点的に耐震化を進めることが必要であり、計画的な耐震化に努めます。

(3) 公共施設の耐震化の優先度

公共建築物の耐震化は、下表に示す優先性の考え方にに基づき推進します。用途や規模において優先度を定めない区分については、地域防災機能の側面及び緊急性から優先性を判断します。

表5-2：公共建築物の耐震化の考え方

大分類	小分類	耐震化の優先性	
		用途別	規模別
Ⅰ 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共建築物	1 災害対策拠点建築物	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点建築物		大規模なものほど優先
	3 避難収容建築物		大規模なものほど優先
	4 警察関係建築物		特に優先度を定めない
	5 ライフライン関係建築物		特に優先度を定めない
Ⅱ 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物	6 避難弱者建築物	優先度高い	特に優先度を定めない
	7 多数の町民が集まる建築物		特に優先度を定めない
	8 比較的滞在時間の長い建築物		特に優先度を定めない
Ⅲ その他	9 その他の町有建築物	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

5 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定による、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）沿道の建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象として、耐震化を促進する必要があります。

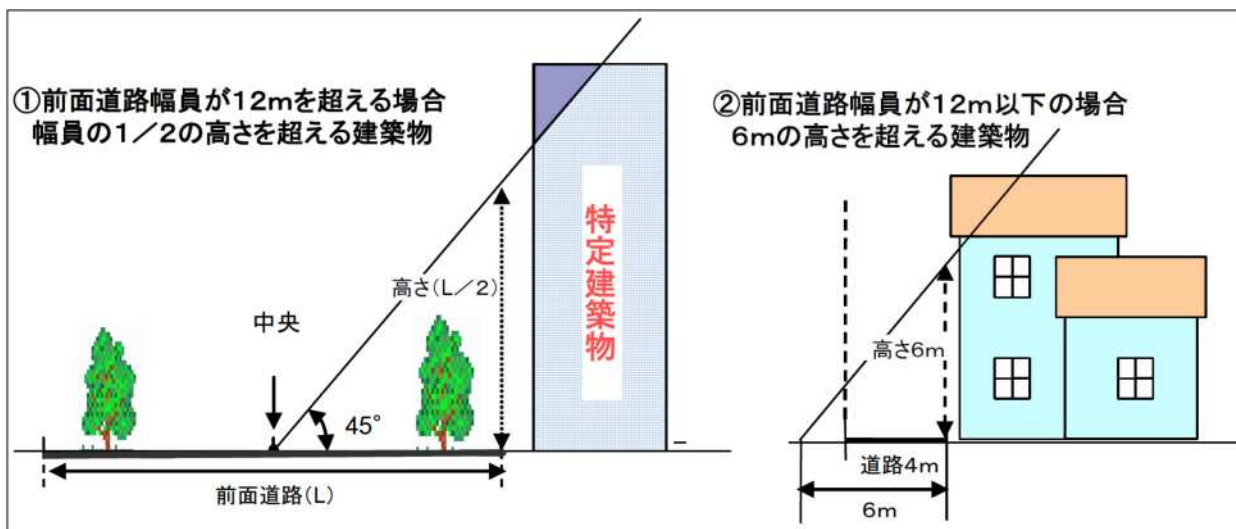


図5-2：地震発生時に通行を確保すべき道路

資料：改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要（国土交通省）による

表5-3：避難路（耐震改修促進法第5条第3項第2号、第3号）

第2号

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

第3号

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

表5-4：本計画における避難路などの設定方針

大規模地震発生直後から、多くの町民が徒歩で広域避難場所に集まり、町民の安全確保や仮設住宅が建設されるまでの間、避難生活を送ることが想定されることから、広域避難場所周辺の主要道路を優先的に確保する必要があります。

また、避難と併せて早急に広域避難場所や救急病院などまで、食料や水をはじめとした救援物資や負傷者などを輸送・搬送する必要があることから、群馬県地域防災計画で定められた緊急輸送道路と広域避難場所・救急病院を結ぶ広幅員の道路を確保する必要があります。

このため、本町では、県が指定している第1次緊急輸送道路と広域避難場所や救急病院・消防署などを結ぶ道路を耐震改修促進計画における避難路として位置づけ、避難路沿道の建築物についての調査を継続的に行い、その結果に基づき計画的な耐震化を検討します。

6 空き家の耐震化

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を活用した定住促進や空き建築物のリノベーションによる既存ストックの活用に併せて、空き家や空き建築物の耐震化を促進します。また、老朽化した空き家については適正な管理や除却等により地域の安全性等の確保に努めます。

7 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

県と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の（１）から（３）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（１）から（３）までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

（１）耐震診断義務付け対象建築物

県計画において、耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物*（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ることとしています。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告を促すように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項（耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表するとしています。

耐震改修促進法第9条（耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりません。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うとしています。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表するとしています。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うとしています。

本町においても町内の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

*要緊急安全確認大規模建築物の用途及び規模要件については、6ページの表のとおりです。

(2) 指示対象建築物*

県計画において、耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表するとしています。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うとしています。

本町においても町内の指示対象建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

(3) 指導・助言対象建築物

県計画において、耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物*（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めることとしています。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めることとしています。

※指示対象建築物及び耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、6ページの表のとおりです。

8 その他の安全対策に関する取り組み

(1) その他の地震時における安全対策

ア 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

イ エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

ウ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレット等の配布により町民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

エ ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたしたりします。

ブロック塀の倒壊の危険性をパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

オ 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業、宅地耐震化推進事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を検討します。

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、町、所有者、関係団体などの連携・役割分担

(1) 基本的な考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・町は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

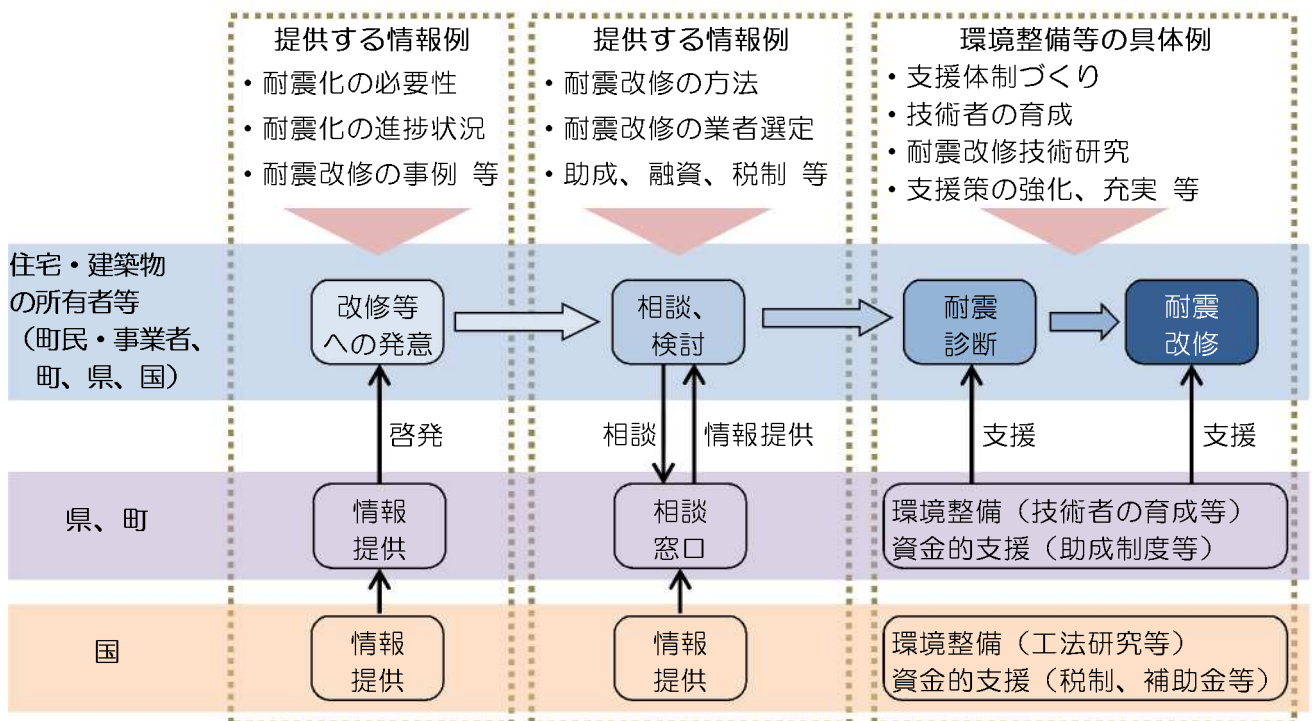


図6-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ

(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、町及び建築関係団体や NPO は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

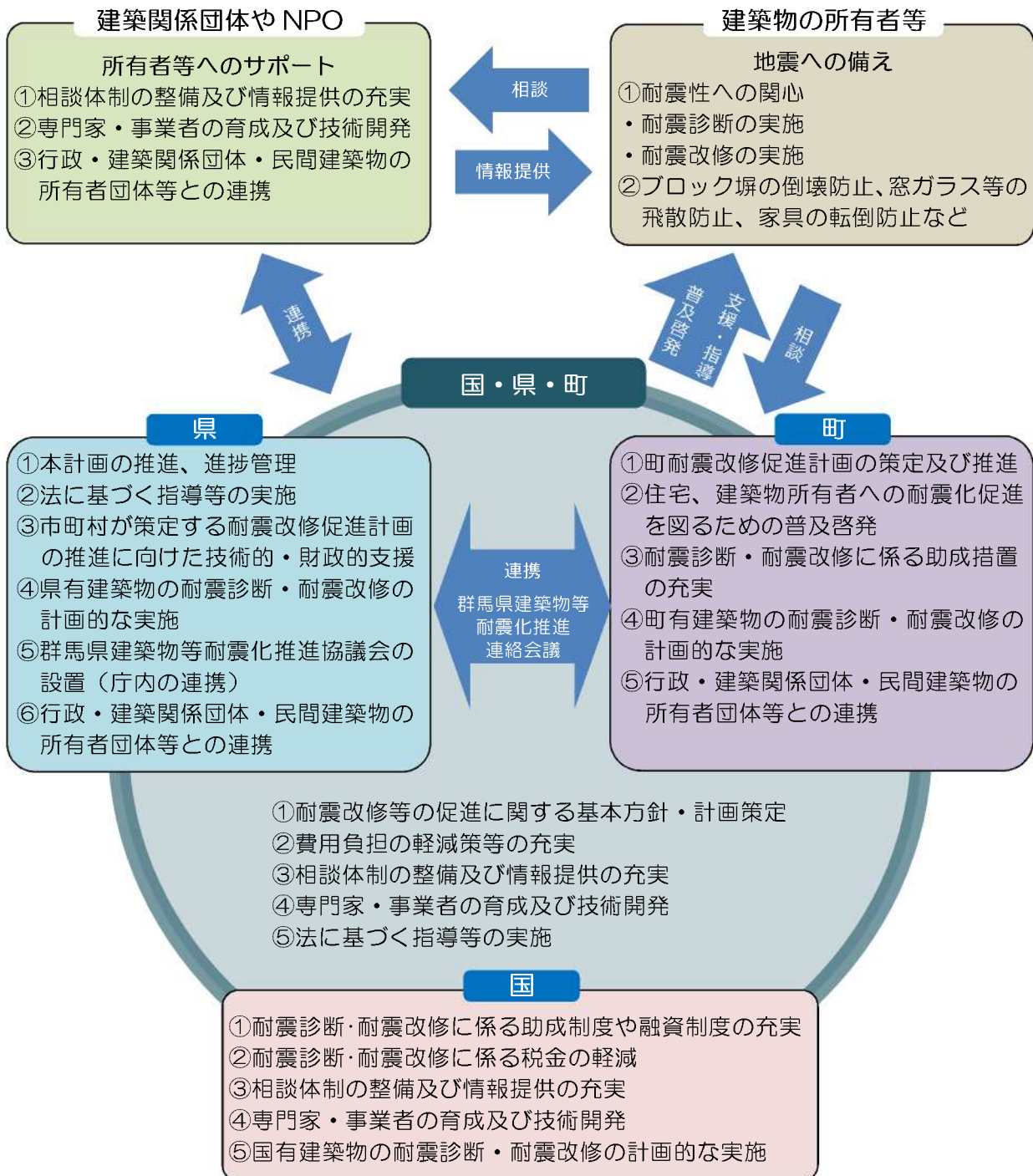


図 6 - 2 : 役割分担

(3) 県との連携強化

本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※1}などで、県や特定行政庁と役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

※1 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(4) 町内会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、町は、町内会等における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

編 集 甘楽町 建設課 都市計画係
発 行 甘楽町 建設課 都市計画係（平成 29 年 3 月）
住 所 〒370-2292
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 1 6 1 番地 1
電 話 0274-74-3131